

令和8年度保育料（公私立）・副食費（公私立共通部分）についてのお知らせ 【保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所など】

1 保育料・副食費について

保育料とは保育園等を運営するためにかかる給食費、教材費、保育士等職員の人件費、光熱水費などの経費のうち、一部を保護者の方に納めていただくものです。また、副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられ、どちらも大変重要な財源です。このことについて十分御理解いただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

2 保育料の額・副食費免除の決定方法

- ・ 保育料の額は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。また、年収360万円未満相当世帯のお子さんを対象とする副食費の免除についても、同様の方法により決定します。
- ・ 保育料の額・副食費免除の決定は広島市が行いますが、副食費の額は各施設・事業所で定めます（事業所内保育事業所（従業員枠）の保育料は、広島市が定める額を上限として事業主が設定します。）。
- ・ 令和8年4月分～8月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和7年度分市町村民税額（令和6年中収入）に基づいて行います。また、9月分～翌年3月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和8年度分市町村民税額（令和7年中収入）に基づいて行います。

令和8年						令和9年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度分市町村民税額（令和6年中収入）						令和8年度分市町村民税額（令和7年中収入）					

（注）毎年9月に、新しい市町村民税額（令和8年9月～翌年8月は令和8年度分市町村民税額）に基づき、保育料の額及び副食費免除の決定をします。

(1) 広島市以外に居住されていた方等について

令和7年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和7年度分市町村民税額が確認できる書類、令和8年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和8年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」等の提出が必要です。

- ・ 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」又は「市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。
- ・ 個人番号を利用して、広島市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額が確認できる書類の提出を省略することができます。
- ・ 海外での収入がある場合は、収入又は所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。

(2) 家計の主宰者について

祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に生計を維持する」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料の額・副食費免除の決定を行います。

【令和8年4月分～8月分の保育料・副食費の場合】

- ① 父母の令和7年度分市町村民税が非課税かつ令和6年中収入の合算額が100万円未満である。
- ② 同居の祖父母等の令和7年度分市町村民税が課税されている。

（注）上記基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。

参考例



参考例の世帯の場合、令和8年4月分～8月分の保育料・副食費は、祖父の市町村民税額を基に、決定します。

3 令和8年度保育料・副食費の額について

【保育料】

(単位：円)

階層区分		保育料月額				
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部（※下記「認定区分」参照） 令和5年4月2日以降にお生まれのお子さん		3歳以上児（2号認定） 令和5年4月1日以前にお生まれのお子さん		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C 1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が 39,600 円未満	7,200			7,050
C 2		所得割合算額 39,600 円以上 44,100 円未満	8,000			7,850
C 3		44,100 円以上 48,600 円未満	9,200			9,000
C 4		48,600 円以上 54,000 円未満	10,700			10,500
C 5		54,000 円以上 59,000 円未満	12,200			11,950
C 6		59,000 円以上 64,000 円未満	14,250			14,000
C 7		64,000 円以上 79,000 円未満	18,750			18,400
C 8		79,000 円以上 97,000 円未満	23,850			23,400
C 9		97,000 円以上 114,000 円未満	29,750			29,200
C 1 0		114,000 円以上 133,000 円未満	35,800			35,150
C 1 1		133,000 円以上 151,000 円未満	41,600			40,850
C 1 2		151,000 円以上 169,000 円未満	44,500			43,700
C 1 3		169,000 円以上 205,000 円未満	49,800			48,950
C 1 4		205,000 円以上 256,000 円未満	52,450			51,550
C 1 5		256,000 円以上 301,000 円未満	55,450			54,500
C 1 6		301,000 円以上 397,000 円未満	57,250	56,250		
C 1 7		397,000 円以上	62,400	61,300		

※ 認定区分について

認定区分	対象	該当施設
2号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳以上児	保育園、認定こども園
3号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所 （事業所内保育事業所の従業員枠は除く。）

標準時間は1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間は最長8時間の認定区分を示します。

【副食費】

(単位：円)

階層区分		副食費月額			
		3歳以上児（2号認定） 令和5年4月1日以前にお生まれのお子さん			
		第1子	第2子	第3子	
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (免除)	0 (免除)	0 (免除)
B	市町村民税非課税世帯				
C1～ C4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が54,000円未満			
C5		所得割合算額 54,000円以上57,700円未満			
		57,700円以上59,000円未満			
C6～ C17		59,000円以上	各施設・事業所で定めますので、 各施設等へお問い合わせください。 (公立保育園等については、広島市 で定めます。)		

(注1) 保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除等の税額控除をする前の税額です。

(注2) 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき、保育料・副食費免除を遡って変更し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくこととなります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

(注3) 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の所得割合算額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

(注4) 令和8年度中にお子さんが3歳（2号認定）となった場合でも、令和8年度末までは3歳未満児の保育料となります（副食費は不要です。）。

(注5) 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の額・副食費免除の決定の基礎となる所得割額は変更前（6%）の税率で算定します。

(注6) 保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、かつ、上記までの規定により、次表に掲げる階層に認定された場合の保育料・副食費は、当該世帯の階層区分及びお子さんの年齢区分等に応じて、次表に掲げる額とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

上記(1)～(4)に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ届け出てください。

(単位：円)

階層区分	納入通知書 等への表示	保育料月額				副食費月額
		3歳未満児（3号認定 及び2号認定の一部）		3歳以上児（2号認定）		3歳以上児 （2号認定）
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間・短時間
C 1	C 1 *	1,850	1,810	0	0 (免除)	
C 2	C 2 *	2,090	2,050			
C 3	C 3 *	2,450	2,400			
C 4	C 4 *	3,210	3,150			
C 5	C 5 *	3,660	3,590			
C 6	C 6 *	4,270	4,190			
C 7 ※1	C 7 *	5,620	5,520			

※1 所得割合算額が77,101円以上の世帯は対象となりません。

4 時間外保育及び延長保育について

やむを得ない事情のため、標準時間認定及び短時間認定で定められた保育時間を超えて保育を延長する必要があると福祉事務所長が認めたお子さんに係る時間外保育及び延長保育の保育料の額は、次表のとおりです。

短時間保育に係る時間外保育及び延長保育の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

なお、私立保育園等の時間外保育及び延長保育の保育料は、各施設で決定しますので、入園している私立保育園等へお問合せください。

○3歳以上児（2号認定）

(単位：円)

階層区分	保育料基準額		保育料月額	
	標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
C 1	5,250	5,150	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円）
C 2	6,050	5,900		
C 3	7,250	7,100		
C 4	8,450	8,300		
C 5	10,200	10,000		
C 6	12,450	12,200		
C 7	17,050	16,750		
C 8	19,850	19,500		
C 9	21,200	20,800		
C 10	22,600	22,200		
C 11	24,000	23,550		
C 12	25,300	24,850		
C 13	26,650	26,150		
C 14	28,500	28,000		
C 15	30,300	29,750		
C 16	31,250	30,700		
C 17	34,050	33,450		

(単位:円)

階層区分		保育料基準額		保育料月額	
		標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
C 1	ひとり親世帯等 ※2	930	910	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)
C 2		1,110	1,090		
C 3		1,380	1,350		
C 4		1,870	1,830		
C 5		2,260	2,220		
C 6		2,760	2,710		
C 7※1		3,780	3,710		

※1 所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等です。

※2 ひとり親世帯等とは、「3 保育料・副食費の額について」の(注6)にある(1)~(4)に該当する世帯で、階層区分がC 1~C 7(所得割合算額が77,101円未満)の世帯のことをいいます。

○3歳未満児(3号認定及び2号認定の一部)

区分	保育料月額
短時間保育に係る時間外保育	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)

(注1) 短時間保育に係る時間外保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までです。

(注2) 延長保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午後6時30分から午後7時30分までです。

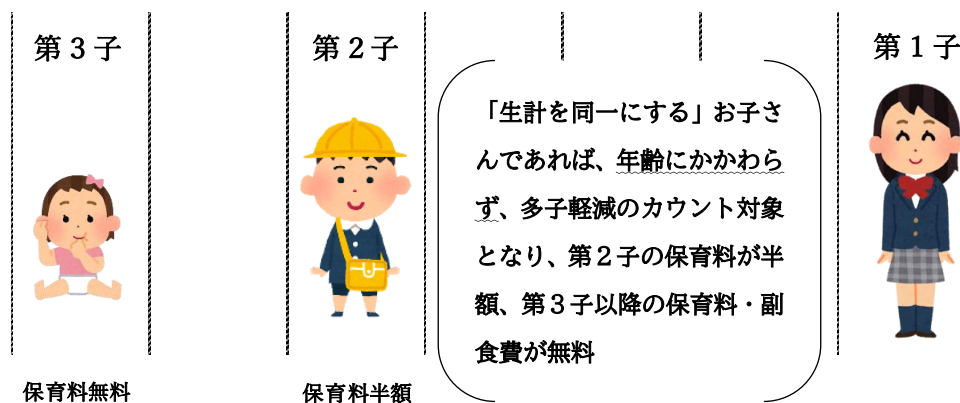
5 保育料・副食費の軽減について

① 多子軽減(全世帯を対象)

保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等(養子等も含みます。)を監護されている場合、年齢にかかわらず第1子から多子軽減のカウント対象となり、第2子であれば保育料が半額(副食費は半額になりません。)、第3子以降であれば保育料・副食費が無料となります。

なお、そのきょうだい等と就学、療養等の都合上別居していても、余暇にはともに過ごし、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとし、対象のきょうだい等がある場合、毎年度、申出書及び確認書類の提出が必要となりますので、区福祉課に御相談ください。※児童養護施設等に入所されているお子さんは多子軽減の対象にならない場合があります。

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1

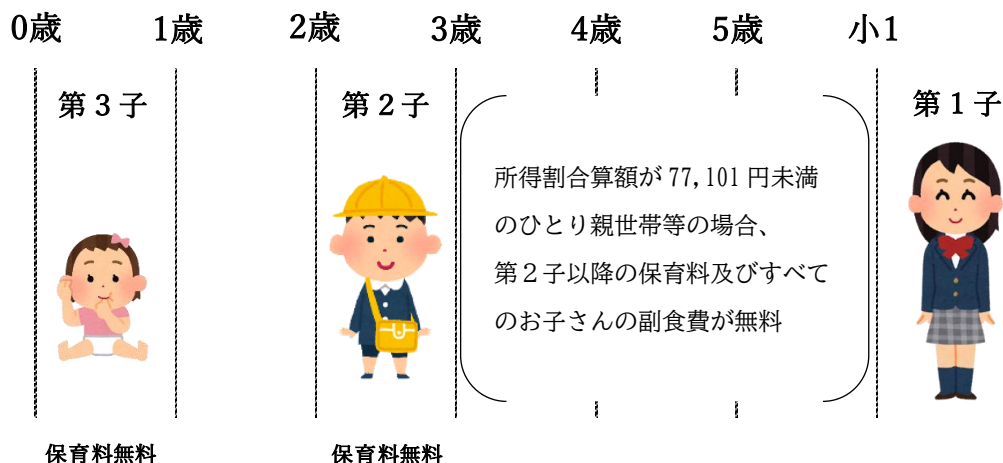


② ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等で、保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）を監護されている場合、年齢にかかわらず第1子から多子軽減のカウント対象となります。保育料については、第1子が「3 保育料・副食費の額について」の（注6）の表の額、第2子以降が無料となり、副食費については、3歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、「3 保育料・副食費の額について」の（注6）にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分がC1～C7となっている世帯です。ただし、C7階層であっても所得割合算額が77,101円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

（注）所得割合算額が77,101円以上の場合は、①の取扱いとなります。



①・②に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ御相談ください。また、9月分保育料・副食費からは令和8年度分市町村民税額に基づいて決定するため、4月分～8月分の保育料・副食費は上記②の対象となっても、9月分保育料・副食費からは対象とならないことがあります（4月分～8月分の保育料・副食費が対象でなくても、9月分保育料・副食費から対象となることもあります。）。

6 保育料・副食費の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園したお子さんの入園月又は退園月の保育料・副食費の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割計算しません。

- (1) 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

7 保育料・副食費の変更について

次のような場合には、保育料・副食費を変更できることがありますので、お早めに区福祉課に御相談ください。

- (1) 保護者の家庭状況（世帯構成）に変更があった場合
- (2) 同一世帯に属する方が身体障害者手帳等の交付を受けられた場合
- (3) 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料の額・副食費免除の決定をしている世帯で、父母の現在の収入額が年額で100万円以上になることが見込まれる場合
- (4) 保育園に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいが保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合

8 保育料・副食費の支払先

施設等区分	保育料	延長保育料	副食費
公立保育園、公立認定こども園（保育認定）	広島市	広島市	広島市
私立保育園	広島市	施設	施設
私立認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）等）	施設・事業所	施設・事業所	施設・事業所

9 保育料・副食費の納付について

広島市への保育料・副食費の納付は、指定預貯金口座から毎月自動的に引き落とされる口座振替を御利用ください。

なお、令和7年4月振替分より、口座振替を御利用の方については、毎月の納入通知書及び口座振替納付済通知書の送付を廃止しています。口座振替の結果については、預貯金通帳の記帳などにより御確認ください。

口座振替の申込みは、書類の提出が不要なWEB口座振替受付サービスを御利用ください。詳しくは市ホームページを御覧ください（ページ番号は1003483で検索できます。）。右の二次元コードからもアクセスできます。



なお、区福祉課に備付けの口座振替依頼書でも申込できます。

納付書払いの方は、スマートフォン決済アプリ（PayPay、PayB、楽天ペイ、au PAY、d払い、楽天銀行アプリ）による支払いができます。詳しくは市ホームページを御覧ください（ページ番号は1022602で検索できます。）。右の二次元コードからもアクセスできます。



10 問合せ先

中区福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602
南区福祉課	TEL (082) 250-4131	安芸区福祉課	TEL (082) 821-2813
	FAX (082) 254-9184		FAX (082) 821-2832
西区福祉課	TEL (082) 294-6342	佐伯区福祉課	TEL (082) 943-9732
	FAX (082) 294-6311		FAX (082) 923-1611

